## 学校法人神谷学園 役員及び評議員の報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人神谷学園(以下「学園」という。)の寄附行為第58条第 1項の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬に関し、 必要な事項を定める。

(役員等の定義)

第2条 役員等とは、学園の寄附行為第6条第1項及び第2項に定める役員をいう。

(役員の報酬)

第3条 役員の報酬月額は、別表第1を基準とし、各役員の具体的報酬額については、 理事会において決定する。

ただし、具体的な号俸については、理事長に一任する。

- 2 学園の職員(学長、園長を含む)として給与を支給されている理事は、給与規 則に則り職員としての給与のみ支給されるため、役員としては無報酬とする。
- 3 前項の場合においても、理事長が特に必要があると認めた理事及び監事(役員) に対しては、役員報酬を支給することができる。

#### (評議員の報酬)

- 第4条 評議員の報酬は、別表第2に定めるとおりとする。
  - 2 学園の職員として給与を支給されている評議員は、給与規則に則り職員として の給与のみ支給されるため、評議員としては無報酬とする。
  - 3 前項の場合においても、理事長が特に必要があると認めた評議員に対しては、 評議員報酬を支給することができる。

(報酬の支払日等)

- 第5条 第3条第1項に定める役員の報酬の支払日等は、学園給与規則に準ずる。
  - 2 第4条第1項に定める評議員の報酬は、原則として、評議員会開催日の翌月に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込により支払うものとする。

(実費弁済)

- 第6条 第3条及び第4条に定める報酬のほか、それぞれの職務を行うために必要な費 用の弁済を受けることができる。
  - 2 非常勤役員が理事会へ出席するための旅費は、実費を支給する。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定め

### (改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附則1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則2 この規則は、平成20年4月1日から施行する。当該規程は規則とする。

附則3 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則4 この規則は、令和7年4月23日から施行する。

# 別表第1 役員に対する報酬の額(第3条第1項関係)

号俸	理事長	理事	監事
1	月額 20 万円	月額 2万円	月額 3万円
2	月額 30万円	月額 3万円	月額 5万円
3	月額 50 万円	月額 5万円	月額 10万円
4	月額 70万円	月額 7万円	月額 15万円
5	月額 85 万円	月額 9万円	月額 20 万円
6	月額 100 万円		

### 別表第2 評議員に対する評議員報酬の額(第4条第1項関係)

評議員会1開催当たり			
10,000円	(交通費含む)		